

未成年の子のいる方へ



1 夫婦が離れて暮らす場合の子の監護について

夫婦が別居や離婚によって離れて暮らすこととなったときには、子をどちらが監護するか、子と一緒に暮らしていない親と子との面会交流、子の監護費用の分担などについて、調停で話し合うことができます。家庭裁判所は、これらのことについて調停をする際には、子の利益を最も優先した解決が図られるように調停を進めます。

2 面会交流とは

夫婦が離れて暮らすことになってからも、一緒に暮らしていない親と子が定期的、継続的に交流を保つことを面会交流と言います。

面会交流がうまく行われていると、子は、どちらの親からも愛されているという安心感を得ることができると言われています。それは、夫婦はたとえ別居や離婚をしても、子にとってはともにかげがえのない存在であり、一緒に暮らしていない親との面会交流を行うことが子のすこやかな成長や幸せにつながると考えられるからです。

家庭裁判所では、子どもの福祉を害する特別な事情（子どもに対する身体的及び心理的虐待など）がない限り面会交流は実施されるべきと考えており、調停においては、子の利益を最も優先した面会交流の在り方について話合うことができます。

3 監護費用の分担とは

監護費用は一般には養育費と言われているもので、子と別居している親も監護費用を分担することになります。調停においては、父母双方の生活や収入の状況等に応じて、監護費用の分担額が取り決められることになります。